

であらう。道路には種々な使命があるであらうが、産業開發の意味に於ける道路改良が現在重要視されつゝある時、

道路網の統制ある計畫の一助として私は港灣を中心とする道路の設置改良を提倡したいのである。(完)

道路と電信電話線との關係に就いて〔完〕

水川比路志

明治年間にあつては道路に關する認識が官民を通して不

十分であつたことは今更言を要しない即ち道路の占用の如き事實が到る處に認めらるるも放任して顧みず其他の取締の如き頗る放漫であつたことは争はれざる狀態であつた、法規は何等の體系を成さず實に支離滅裂であつた、併しながら社會の情勢は急速度を以て進轉した、國民生活は日に月に變化し所謂日進月歩で苟も停頓の状を認むることが出來なくなつた、従つて交通の狀態も歲々年々加速度の進展を來たし交通量の増加、交通機關の進歩は驚くべきこととなつた、夫れで從來の如き狀態に委しあくことは許さ

れなくなつた。

大正九年頃であつたと思ふが道路改良會々長で當時朝鮮總督府政務總監法學博士水野鍊太郎氏をして

「我國道路の現狀を觀るに其不完不備なることは言語同斷と云ふの外はない、明治維新の際開國進取の國是一旦定まるや海陸交通機關の整備に努めその見るべきもの勘からざるに拘はらず獨り道路に至つては他の交通機關に比し今日猶ほ不完全を極めて居る……京濱或は阪神間の大都市の現狀に鑑るも道路網の統一整備を缺くのみならず道路の狹隘にして其の缺點舉げて數ふるに違ないので

ある、若し雨雪一たび到らんか泥濘の巷と化し歩行車行共に難澁を極め其の困惑名状することが出來ないのである、而して一旦晴天とならんか即ち疾風砂塵を捲き耳目鼻口を襲いて其の不快實に驚くの外はないのである、云々と長歎息せしめた。

又某外國人は、

「至る所馬糞が道路の上に散亂し其の道路は悉く此れ泥濘であつて稻を植ゆるに最も適當して居る肥料なしに米穀を獲ることが出来るじやないか」

と惡口を加へ、米國人サミュエル・ヒルは日本郵船會社々長男爵近藤廉平氏と東洋汽船會社々長淺野總一郎氏との面前で

「日本の泥の海を歩くには船でなくては歩けぬ、此の道路を歩き渡る者は恐らくバロン近藤とミストル淺野のみであるう」

と皮肉な言を發した、蓋し當時近藤男と淺野氏とが兩氏とも汽船會社の社長であるから揶揄を加へた言葉である、此

の如き狀態の道路を其儘に放任し置くことは國辱であるのみでなく實際國民生活の一大障礙であると言はなければならぬ、夫れで漸く大正八年道路法が產出したのである、素より内務當局では明治三十年頃から道路に關し統一した法規の制定に苦心して居つて不斷其實現に努めたが何時も諸種の事情に妨げられて其目的を達することが出來なかつたと云ふことは夙に耳にした所である、夫れが好機運を得て現行道路法となつて現はれた。

斯くの如く道路法規の統一、構造設備の改善整備を企圖する爲めに法律の制定が見らるゝに至つたのであるが故に從來の法規中存續すべきものは之れを繼承し、良好な慣例は之を存重すべきは勿論であるも、道路の本質に徴し、其効用に照らし、法律の統一に鑑みて尤も合理的に立法しなければならぬは當然のことである、従つて苟くも道路の本質に副はす、其効用を妨げ、法條の不統一を招くが如きものは道路法の規定に於て之を排除することが緊切なことなのである、彼の道路の占用に關する陸地測量標條例、水路

測量標條例、電信線電話線建設條例並に軍用電信線電話線建設條例の如き其規定に依る關係に就いては之を道路法に於て統一規定することが極めて合理的で、また最も緊切なことであると言はねばならぬ、吾曹亦た而かく信じて居つたが道路法の發布を見て此等の法規が依然として存續せられたが如きは滑稽であり、一つの遊戯である、最も新しき社會の要求に依つて生れんとするものを半世紀前のもので妨止するの真劍味に對しての政務政策が時代はづれとなるのも強ち故となりて居るのには一驚を喫したのである、だが曾て田中土木事務官が公にせられた「遞信省用電柱の移轉に就いて」の一文（道路の改良第七卷第八號）に依つて始めて其立法に際しての事情を知ることが出来た、乃ち内務當局が曾て立案した道路法案は電信線電話線の柱の建設に係る道路の占用に對しては道路法上之れを占用として取扱ふものとせんとしたが、遞信省では電柱による道路の占用を道路管理者の權限に屬せしむるときは電信線電話線建設條例で道路を占用し來たことと對比し、非常な手數を要し通信事務を完全に行ふことが出來なくなる、否斯く爲すときは電信電話の建設修理は殆んど實行し能はざるに陥るべきこと

となるとの理由を提倡して反対し、大正六年の帝國議會に提案せんとしたものが漸くにして同八年の議會に提案し其議定を得るに至つたとの事である、最も新しき社會の要求に依つて生れんとするものを半世紀前のもので妨止するの滑稽であり、一つの遊戯である、また新舊の衝突とも見られるのである、官廳の仕事にも裏面があつて國民生活の真剣味に對しての政務政策が時代はづれとなるのも強ち故なきことでないことが判明したのである。

道路法提案のいきさつは其一端を知ることを得たのであるが夫れがどんな風に落着いて法の發布を見るに至つたのか再び田中土木事務官の前記一文に徴すると道路法第二十八條第一項の規定「國ノ事業ニ付テハ當該官廳へ主務大臣ト協議シテ前項ノ占用ヲ爲スコトヲ得」を設けて漸く法案を帝國議會に提案するの運に至つたとのことである、斯くも彌縫的な姑息な手段に出たのは一時の急に迫られて餘議なくせられたとは言へ此時に際し内務當局が敢然として抜本塞源の策を徹底せしめざりし百年の過失に對する遺憾の

念は田中土木事務官の言を待つて後知らざる所である。而して此規定に依り遞信内務兩大臣は如何なる緩和的協議を爲すであらうか、閣議で決定せられたと傳へらるる所（道路の改良第七卷第八號五四頁参照）に依れば

一、道路法第四條（本法ニ於テ他ノ工作物ト稱スルハ堤防、堰堤、護岸、鐵道用橋梁其他命令ヲ以テ定ムル工作物ヲ謂フ）の規定に依り命令を以て定むる工作中には「マンホール」地下線等の如き電信電話工作物を含ましめざること

二、電信電話工作物の工事は道路法第二十五條（道路ニ關スル工事ノ爲必要ヲ生シタル他ノ工事ハ管理者道路ニ關スル工事ト共ニ之ヲ執行スルコトヲ得）に依り之を執行しめざること

三、道路法第二十八條の規定は内務遞信兩省の間に於てこの電信電話工作物建設方法を遂げ置き當該官廳其の標準に従ひ工事を實施する場合に於ては占用の都度箇々の協議を要せざること

四、道路に關する工事の爲必要を生じたる電信電話工作物移轉等に要する費用は道路法第四十一條の規定（道路ニ關スル工事ノ爲必要ヲ生シタル他ノ工事ノ費用ハ管理者特別ノ事由アル場合ニ於テ他ノ工事ニ付テハ費用ヲ負擔スル者ヲ以テ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムル場合ヲ除クノ外道路ニ關スル工事ノ費用ヲ負擔スル者ヲシテ之ヲ負擔セシム）に依る特別の事由ある場合と爲さざること

等である、此閣議決定に基いて遞信内務兩省で協議した事項が大正九年四月遞土第一號依命通條遞信省所管電信電話線路建設其ノ他ニ關スル要項、遞信省所管電信電話地下工作物施設要項並ニ大正十年一月三十一日九卷第一四四號通牒郵便柱函設置ニヨル道路占用ニ關スル協定及大正十年四月六日遞土第一號通條自働電話所設置ノ爲道路占用ニ關スル標準となつて現はれて居るのであるが此の如き土木局長の通條を見るに及んで朝に一城を取られ夕に一砦を陥れて遂に一の城砦なきに至らんかの感を禁じ得ないのである。

兎にかく道路法の制定發布に當つては國の事業たる通信行政の爲めに國の營造物たる道路が利用せることを最も有利に解決したのである通信事業も交通機關も均しく國民的一般的に利用するものであつて而かも各々其本質に於ては相異なるものである、殊に電柱は必ず道路に建設するにあらざれば通信の要務を果たすことを得ないと云ふべきものでない、況んや道路に關しては其の種類に依り管理者を異にし其の費用の負擔者を異にする點から觀察するときは國の事業であると云ふのみの理由で道路を其の犠牲たらしむへしと論ずるは日本人であるが故に遞信官吏に任用せしむべきものであると云ふと同一論錐である、遞信大臣は共鳴せらるるや否淺見遞信局技師が道路管理者は單に道路といふことだけで云々と論ぜせられておる點は特に遞信大臣の三省に値するであらう。

叙述茲に至つて吾曹は電信電話線柱の管理者及其費用負擔者と道路の管理者及其費用負擔者とを検討しなければならぬ、言ふまでもなく國の建設に係る電信電話は軍用に關

するものは軍務大臣に於て管理し其費用は陸軍省又は海軍省に於て負擔するの外は遞信大臣が管理者であつて其費用は遞信省所管經費に依るものたることは明治三十三年三月法律第五十九號電信法及明治二十三年八月法律第五十八號電信線電話線建設條例の規定に依り明かなる所である、然るに道路に至つては斯く單純なものでない乃ち大正八年四月法律第五十八號道路法の規定に依つて原則としては國道及府縣道は府縣知事市道は市長、町村道は町村長で東京市京都市大阪市横濱市神戸市名古屋市に在つては國道及府縣道とも市長が管理者である（道路法第一七條及大正八年十一月勅令第四六一號）而して其費用の負擔者は軍事用國道及内務大臣の指定國道に對しては國庫であるが右の外の國道及府縣道に對しては府縣費、市道に對しては市、町村道に對しては町村である（道路法第三十三條及大正十一年八月勅令第三八六號參照）そこで問題となるのは第一道路に關する工事の爲必要を生じたる電信柱電話柱等の移轉を要する場合に其費用は閣議決定條件の四に依り特別の事由ある

場合に該當せざるものと爲したる結果其費用は道路の費用を負擔する國又は府縣市町村で負擔せしむる事となる。現に淺見遞信局技師も「道路管理者は單に道路といふ事だけにとらはれないで廣く國家的立場に於て通信機關も國家社會としての必須のものである事を認め、更らにこの通信機關をより優良に、より安價に社會一般の用に供する事に少しども貢献し得る手段方法が道路管理者の掌中にあるならば大に雅量を示して其手段方法を講じ吾々通信事業從事者を援助して貰ひたいと切望する次第である」と論ぜられて居る、中々巧妙な言ひ廻はしであるが要點は通信機關としての要具である電信電話事業に利便を與ふる爲めには道路の管理者は其管理に屬する道路の効用を犠牲たらしめよと云ふにある、職務に忠實なる結果聊か我田引水的の要求を爲すのは一國民として大に感服するに吝ならざるものであるが若し道路管理者が道路も交通機關として國家社會に取つては必須的のものであるのは勿論道路なくしては國民は生活を爲すことを得ないものであるから更らに道路の効用

をより優良に、より安價にする爲めに通信機關の管理者は雅量でなくとも道路本然の用にのみ國民をして利用せしむる事に協力して貰ひたいと切望する所があつたなら淺見技師は必らずや双手を擧げて共鳴し之れが爲めには心力を盡して與るゝであらうと信ぜざるを得ないのである、此淺見技師に對する吾曹の認識が誤る處なければ淺見技師の工政誌上道路管理者に切望せられた前記の事柄は機を俟て取下げるゝ事が賢明であらう、尙一步を進めて考ふるときは電信電話を利用する國民と道路を利用する國民とは必ずしも一致せず通信機關を利用するものは寧ろ特殊な少數者であるのみでなく道路の管理者たるものは其道路の種類に依つて地方公共團體たる經費負擔者に對して大に考慮せざるを得ないのは敢て吾曹の説明を俟つに及ばないのである。前に一言したる如く電信線電話線の經費は一の國庫であるのに道路の經費は國庫及府縣市町村の多數に於て各負擔するものである、然るに大正八年道路法案審議の閣議に於ての決定第四に「道路に關する工事の爲必要を生じたる電

信電話工作物移轉等に要する費用は道路法第四十一條の規定に依る特別の事由ある場合と爲さざること」とせられたるは果して如何なる理由に在るのか單に電信電話事業の保護に存するもので電信線電話線建設條例が早く制定せられた道路法が後れて制定せらるゝのであるから優先力を認めたのであるとも想像せらるゝが假りに斯く考慮することが已むを得ないものとするも道路經費の負擔者が單一の國庫ではなく府縣市町村の各地方自治團體も負擔する事に考及するならば此閣議決定は認識不足の事柄たるを免がれないものである。何にはともあれ此點に於て内務當局が極力其理解に努め認識不足の嫌ある閣議決定を見ざらしめたのは吾曹の最も遺憾とする所である、此點に關し淺見技師は曰く「道路管理者が道路敷間に電柱を建設するに對し鬼角嫌忌せらるゝ眞の理由は交通妨害とか道路の美觀保持とかにあらずして將來之等の電柱が支障となり移轉を要する際之等電信電話線路の移轉費を遞信省側より要求せられ、まるで家主が店子から移轉料を請求せらるゝが如きものとな

る、むしろ初めから建てさせぬに限るといふにあると推測さるゝのである、この移轉費負擔問題は一應尤もな話であるが又一方では移轉費を遞信省で負擔するも内務省で負擔するも何れにしても國家が負擔するのであるから、寧ろ道路工事費の一部として内務省負擔とした方が便宜ぢやないかといふ議論から現行規程通りまとめてゐるものと思ふ云々」と此淺見技師の一段の文句に就いて卑見を述べれば第一内務省側で遞信省側の主張に容易に同意を與へざりし理由は折角道路行政の統制と整備と改善とを企圖し漸く其法案を制定せんとするに際し其主旨に副はざる電信線電話線建設條例を依然として存重することは矛盾の甚しきものであると思料したるに出でたると思はるゝのである、勿論道路敷に電柱を林立せしむる爲めの交通の妨害、美觀の損傷を排除し且つは電柱移轉費の轉嫁を恐るゝ事も其一理由であることは説明を要しない所である、淺見技師が「家主が店子から借家移轉料を請求せらるゝが如きものだ」と比喩せられて居るは實に妙言である確かに此點は淺見技師の言は

恰當である氏の聰明さを證明するに足るの言である、理解

茲に及べるに拘はらず電信電話事業費も道路の經費も等しく國庫の負擔たるのであるから遞信省經費で支拂ふも内務省經費で支辨するも同一である故に内務省經費で支辨する事が便宜であるとの所論は聊か認識の不足の感なき能はざるものである、此場合に於て同技師が道路法第三十三條の規定を一讀せらるゝならば思半ばに過ぐるものがあらう、假令國庫支辨の道路經費にのみ同技師の所論を適用する事とするも其不合理なることは其通信機關と交通機關とを利用する者同一ならざるのみでなく兩事業の經費の負擔者一致せざることは勿論である、而かも況んや通信機關は有料を原則とし道路と云ふ交通機關は無料を原則とするに於ておやである、若夫れ地方自治團體が負擔者たるの關係に於て通信機關の經費を此等團體に轉嫁すると云ふことが正當であるとすれば道路法上負擔者を異ならしめた規定は愚もまた甚しく國民を翻弄するも極まれりと云ふべきであらう今参考の爲めに昭和四年度に於ける道路費の負擔者と其負

擔額を擧ぐることとする、即ち同年度に於ては

國庫負擔は直轄道路費四、〇二八、四〇〇圓、地方補助費一〇、八八八、五三一圓、計一四、九一六九、三一圓府縣は七四、九五二一、四四九圓、市は六五、三七八、四三一圓、町村は一九、八三八、〇六八圓で、國費以外の地方自治團體の合計は一六五、一六八、九四八圓で總道路費の二分の一以上は國庫以外の團體の負擔に歸して居る、然るに此等經費負擔の状況を詳かにせずして一概に道路費は國庫のみに於て負擔するものゝ如く解し事を斷ぜんとすることは吾曹の断じて同意を表する能はざる所である、而かも此巨額の投資に對しての收入は殆んど之れを見る能はざるの實情であるが翻て遞信省所管の電信電話營繕費、電話交換擴張費、並電信擴張及改良費に就いて見るに昭和五年度決算に於ては二一、二五七、三四〇圓を支出したるに對し同年度の收入は電信電話收入額一九、四五二、七四七圓であるとのことである、之を道路收入に對比するならば霄壤も及ばざるべきは言を俟ないのである、斯く考査する場合

に於て道路費負擔の國民に電信電話利用者の利益の爲めに更らに其負擔を増大するに甘んぜよと要求するのは吾曹の理解に苦しむ所である、若し夫れ電信電話の使用料金が實費主義に依つて決定せられたるものにあらで寧ろ他の事情に依り電信料金及電話通話料金が定められたる事に想到するならば無償にて道路を利用し尙且道路改良の爲めに電柱の移轉を必要とするに因果づけて電信料金電話通話料金をより安價に其設備をより優良に導くものでない拘はらず其經費全部を道路の費用負擔者に轉嫁せんとすることが國民經濟上より見て正當なるか少くとも便利であると斷言せる淺見技師の勇氣には驚くの外はないのである、茲に吾曹は論者に對し電信電話事業と道路との事實的關係につき、より深く、より慎重に考究闡明せられんことを切望する。

又國民生活の幸福が通信事業の普及と交通機關の發達によつて増進せらるゝことの甚大なる點に付ては更めて言を費やすの必要はない、されど其不統一と不節制とがもたらす不幸は言語に絶する底のものである、之れを道路交通に於ける事故に徴するに單に經費の節約とか都市の美觀とか將又設備施工の便利とか構造をより優良に爲し易きとかと云ふ點から事故を惹起し易からしむることとなつて其出來事の不快慘忍は言ふに忍びざるものがある、此は日々各地新聞紙上に散見する處に依つても明瞭なことである、然るに淺見技師が「道路管理者が道路敷内に電柱を建設するに對し、とかく嫌忌せらるゝ點の理由は交通妨害とか道路の美觀保持とかにあらずして云々」と電柱の爲めに交通妨害を輕視し之を等閑視せるが如く述べられたるは吾曹深く之を怪しみ且つ疑はざるを得ないのである、電柱建設の爲めに道路の有効又は實用幅員を縮少せらるゝは事實にして特に道路線屈曲の個所或は十字街角等の場所に電柱ある爲め重量貨物車と快走力車との衝突の如きは決して稀有の事件でない、之れが被害の程度の多大なることも想像に餘りあるのであつて彼の歩道の幅員極めて狹隘なる路面にさへ電柱の林立せるが如き通行者の不快又困難は吾々の日常實驗する所である、春雨に相合傘で片袖濡らすは粹であるが電

柱に妨げられて傘傾けて袖をぬらして行く者のかこち顔するの状況は淺見技師は見られざるや否や道路管理者が道路の有効幅員を大ならしめなければならぬと主張するは強ち電柱移轉費の負擔の點のみではないことは門外漢といへども推知し得る所である、論者といへども此點を閑却せられたるには非らざるべしと思へど聊か一言して置くのである。因に一言する、十數年前東京市では軌道敷にセンターポールを建て以て之を美觀なりと稱したが若し尚此センターポールをサイトポールに變ぜず依然舊の如く放任したなら自動車の激増せる今日如何に其障害の多く慘状の大なるかは想像するだにも戦慄を禁じ得ないのである、とにかく道路敷内に電柱の如き建設物の存する爲めに路幅の有効率が削減せられ交通上少からざる障礙を與へらることは争ふの餘地なき事實である。此點は遞信省側で虚心坦懐に考慮せらるべきことであるは淺見技師の言はるゝ處でも明かである。

終りに淺見技師は硬質鋪装の多き車道敷下に電信電話等

地下管路を設置することは不經濟であり、また其異動改築或はケーブル引込作業等の爲めに交通の妨害を來たすこと少からざるが故に可成的歩道敷下に地下管路を設置することとし且歩道の鋪装はブロック鋪装の如き簡単な鋪装と爲さんことを希望せられて居るが吾曹は寛に双手を擧げて共鳴する所である、車道を低級鋪装とし歩道をば堅牢な鋪装とせる道路の少からざるを見るのであるが之れは電信電話瓦斯水道等の地下管路が多くは車道敷下に設けられて居る關係に基くものがあるのであらうと思はるゝ、乍去此等地下管路に係る諸種作業の爲めに車道の交通は甚しく妨害せられ夫れに依つて招致せらるゝ危険慘害も存外多大であるのは敢て吾曹の説述を俟つの要はないのである。之れ道路管理の任に當る諸彦の考慮を求むる所である。吾曹門外漢の身を以て聊か感ずる所があつたが偶々淺見遞信局技師の意見を公にせられたるを一讀し同技師の所説を借り來つて卑見を開陳することを得たのである、同氏に對しての過言は偏に陳謝する所である。